

南三陸町行政改革大綱

平成18年6月

南三陸町

目 次

I	基本的な考え方	1
II	策定の必要性	1～2
III	課題	2
	1 新町の一体感の形成	
	2 町民満足度の高い自治体経営システムの構築	
	3 多用な主体と行政の協働による新しい公共空間の実現	
	4 持続的発展が可能な行財政システムの構築	
IV	重点事項	3～7
	1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	
	(1) 民間委託等の推進	
	(2) 指定管理者制度の活用	
	(3) P F I 手法の導入検討	
	(4) 地方公営企業の経営健全化	
	(5) 協働によるまちづくりと男女共同参画の環境づくり	
	2 行政ニーズへの迅速な対応	
	(1) 簡素・合理化による組織の再構築	
	(2) 行政評価システムの導入	
	(3) 行政サービスの向上	
	3 定員管理及び給与の適正化等	
	(1) 定員管理の適正化	
	(2) 給与の適正化	
	(3) 定員・給与等の状況の公表	
	(4) 福利厚生事業	
	4 人材育成の推進	
	5 公正の確保と透明性の向上等	
	6 電子自治体の推進	

- 7 自主性・自立性の高い財政運営の確保
 - (1) 経費の節減合理化等財政の健全化
 - (2) 事務事業の総合的な見直し
 - (3) 補助金等の整理合理化
 - (4) 公共工事のコスト縮減と適正化
 - (5) 公的施設等の見直しと適正管理

V 推進体制等 8

- 1 計画期間
- 2 推進体制
 - (1) 行政改革推進本部等
 - (2) 民間委員による検討組織
 - (3) 公表による住民参加

用語説明 9~10

I 基本的な考え方

少子高齢化による人口減少時代を迎え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、今後のわが国は、地方公共団体が中心になって住民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する^{※1}分権型社会システムに転換していく必要があると言われてしています。

現在の地方公共団体を取り巻く状況は、全国的にも市町村合併が推進され、その規模・能力は急速に拡大しつつあり、これに伴い広域自治体のあり方の見直しが求められるなど地方公共団体の果たすべき役割が改めて問われています。また、^{※2}NPO活動等の活発化など公共的サービスの提供は、住民自らが担うという認識も広がりつつあります。

これまで行政が提供してきた公共サービスについても、今後は地域における住民団体をはじめ、NPO や企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要があると言われてしています。

このような状況の中で、地方公共団体においては新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが求められており、国においては平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、地方公共団体に対し「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付総務事務次官通知）（以下「新指針」という。）を定め、この新指針に基づく一層積極的な行政改革の推進を通知しています。

南三陸町においても新町発足を契機として住民とともに「暮らしやすい南三陸町」を築くためには、単なる行政の効率化のみを追求するだけでなく、ますます多様化する住民ニーズをよりの確に把握し、限られた財源を有効に活用しながら各種施策に確実に反映し推進することが求められており、これらの状況を改めて認識し、住民との^{※3}協働の下に危機意識と改革意識を持って行政改革を進めていくことが必要となっています。

II 策定の必要性

新町発足後に新たに調整すべき事項や国における^{※4}三位一体改革による財政への影響等、合併時に想定されなかった新たな課題や問題点も生じていることから、現時点での状況を加味して、町の政策や施策、事務・事業全般にわたって総合的に検証を行

い、効率的な行財政運営を図る必要があります。

こうしたことから、行財政改革を本町における不断の課題であると位置づけ、町の行財政全般についての総点検を行い、地方自治法第2条第14項に規定している「最少の経費で最大の効果をあげる」ための行財政システムの構築はもちろんのこと、行財政改革の抜本的な改革による行政本来の役割の重点化を進めながら、住民と行政の協働による新しいまちづくりを進めるため、町の行政改革の基本理念と基本指針及び具体的な取り組みの計画として「南三陸町行政改革大綱」及び「南三陸町集中改革プラン」を策定します。

※ 集中改革プラン

行政改革大綱に基づいた行政改革の重点項目等の取り組みを集中的に実施するため、計画期間における行政改革の具体的な取り組みを明示し、その進行管理を行うためのものです。

なお、行政改革に関する取り組みとその進捗状況を住民に分かりやすく示すため、個別の項目について実施予定年度、推進担当部課等を明示するとともに、数値目標の設定が可能なものについては数値目標を設定し、その評価検証による進行管理を行うこととします。

Ⅲ 課題

1 新町の一体感の形成

合併協議内容を尊重しつつも、現時点での状況を加味しながら行政サービスのあり方を追及し、新町において調整する項目等の早期調整や、合併による諸課題の早期解消を図り、全ての住民が公平に負担し、公平に受益する自治体を構築するとともに、将来を見据えた組織機構のあり方をはじめとする新町の望ましい将来像の検討を進め、真に一体感のある南三陸町の総合的・計画的なまちづくりを推進する必要があります。

2 住民満足度の高い自治体経営システムの構築

住民ニーズを的確に把握し住民満足度の高い町政の実現を図るため、合併による^{※5}スケールメリット、行政組織の再編による効率化、財源の重点配分、専門的職員の配置などの合併効果を十分に生かすとともに、^{※6}組織マネジメントや人材育成の強化による政策力の向上を進めるなど、住民満足度の向上に向けた自治体経営システムを構築する必要があります。

3 多様な主体と行政の協働による新しい公共空間の実現

分権型社会、少子高齢化社会の進展に伴う、複雑多様化する住民ニーズに迅速かつ適切に対応していくために、行政サービスは行政のみが担うのではなく、行政と住民、事業者、事業者団体、NPOなどの多様な主体が相互に協働することで、より質の高い地域づくりを行っていく新しい公共空間の実現が求められています。

そのため、地域と行政との役割分担と連携、積極的な情報の公開、わかりやすく透明性の高い行政の実現、新たな視点に立った自治体経営を進めていく必要があります。

4 持続的発展が可能な行財政システムの構築

厳しい財政状況、国における経済財政構造改革の推進による今後の地方財政を取り巻く状況の変化に対応するため、コスト削減、成果主義、効率的・効果的な行財政運営を念頭に、町の政策や施策、事務・事業全般にわたって検証し、抜本的な見直しを行うとともに、優先順位や効果、必要性等の客観的評価に基づく新たな行財政手法の導入により、厳しい財政状況を克服し、住民ニーズに対して責任を果たせる行財政システムを構築する必要があります。

IV 重点事項

1 地方公共団体における行政に担うべき役割の重点化

(1) 民間委託等の推進

行政運営の効率化や、住民サービスの向上のため、事務・事業の必要性と民間との役割分担と連携において、行政が事業主体として実施すべき業務であっても「民間で実施できるものは民間で」、「民間で実施した方が効率的・効果的に業務執行できるものは民間で」という考え方を基本として、民間委託等を積極的、計画的に推進します。

(2) ^{※7}指定管理者制度の活用

公の施設の管理運営に関しては、既存のすべての施設について行政としての関与の必要性や存続・廃止の方向性、存続する場合の管理主体等の施設管理のあり方についての検証を行います。その検証結果により、指定管理者に移行が必要とされた施設については、年次計画により積極的に移行を進め、施設サービスの向上と経費の節減を図ります。

※ 当町では、「デイサービスセンター」や「ひころの里」、「神割崎キャンプ場」など合せて9ヶ所の施設について、平成18年9月1日から指定管理者制度に移行することを既に決定しており、残る公の施設についても再検討の上、年次計画により逐次指定管理者への移行を進めていきます。

※⁸ (3) P F I 手法の導入検討

P F I 手法は、公共施設などの建設、維持管理、運営などについて、民間の資本、経営能力及び技術的能力を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスが提供され、地域経済の活性化に資すると考えられていることから、今後の公共施設の整備、維持管理、運営等について、P F I 事業の導入の可能性と活用について検討していきます。

(4) 地方公営企業の経営健全化

水道事業、簡易水道事業、病院事業、下水道事業等の地方公営企業については、公的サービスの供給方法の多様化や規制緩和の進展など、社会経済情勢の著しい変化と厳しい経営環境の下に置かれていることから「地方公営企業の経営の総点検について（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）」を踏まえた各地方公営企業の経営の総点検を行い、経営の健全化と経営改革を推進します。

特に、病院事業については、医師確保が困難な状況に加え、医療保険制度改正による診療報酬の減額改正の影響等により、事業運営が非常に厳しい状況下にあることから、平成18年5月8日に策定した「病院経営基本計画」に基づく経営改善に積極的に取り組んでいくこととし、今後の動向を踏まえ^{※⁹}地方公営企業法全部適用あるいは指定管理者制度移行についても検討していきます。

※¹⁰ (5) 協働によるまちづくりと男女共同参画の環境づくり

今後ますます高度化・多様化する住民ニーズや新たな地域課題に対応するとともに、簡素で効率的な行政運営を実現するためには、行政とともに住民の担う役割も大きくなってきています。

これからの町政運営において、N P O、ボランティア団体、地域コミュニティ等の住民活動団体との協働は、住民参画のまちづくりを進める上で必要不可欠になってきており、より多くの住民や各種団体が積極的に参加できる仕組み作りを進め、協働によるまちづくりを推進していきます。

また、女性が男性と同様に社会で活躍できるよう男女共同参画のための環境整備を進めていきます。

2 行政ニーズへの迅速な対応

(1) 簡素・合理化による組織の再構築

少子高齢化や地方分権の進展など町政を取り巻く環境は変化しており、新たな行政需要や複雑多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、組織機構を検討していく必要があります。

そのため、事務事業のあり方や手段を見直すなど組織の簡素・合理化を図り、様々な政策課題に弾力的かつ横断的に対応できる住民に分かりやすい組織を構築していきます。

(2) ^{※11}行政評価システムの導入

簡素で効率的かつ効果的で透明性の高い行財政運営と成果重視型の行政運営実現のため、進行管理制度の確立を目的とした行政評価システムを導入します。

(3) 行政サービスの向上

住民が安全・安心に暮らせるための望ましい行政サービスを追求するとともに、合併による諸課題の早期解消を進め、住民満足度の高い行政サービスを提供します。

また、町が提供する行政サービスの各分野において、「誰もが当たり前利用できる環境づくり」という考え方を基本とした利便性の向上を目指します。

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

高度化・多様化する行政需要や今後の厳しい財政事情、さらには将来の組織を支える職員構造や組織機構の見直しに対応した職員配置の検討など、今後の職員の定員管理には様々な課題が予想されます。

そのため、定員管理にあたっては合併の効果を生かした「定員適正化計画」を早期に策定し、事務事業の見直しや民間委託等の推進により、定員の縮減と適正化に努めます。

(2) 給与の適正化

職員の給与については、これまでも適正化に努めてきたところですが、町の定員管理並びに人件費の抑制の考え方、業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支援が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を推進します。

また、能力・実績を重視し、公正かつ客観的な新しい人事評価システムの構築により、職員の意欲や能力、実績を給与に適切に反映し、評価していきます。

(3) 定員・給与等の状況の公表

町の定員管理や給与等の人事行政運営等の状況を公表し、住民に理解される定員管理・給与の適正化等を積極的に進めます。

(4) 福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業については、事業内容の効果や妥当性について、住民の理解が得られるよう、適正に事業を実施します。

4 人材育成の推進

地方分権の推進により、多様化する住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員を育成するため、職員の人事交流や研修等の充実を通じて専門知識や技能、経験を持った職員の育成と確保を推進し、総合的な人材育成に努めます。

5 公正の確保と透明性の向上等

地方分権の推進による地方公共団体の自己決定権の拡大に対応し、住民に対する行政としての説明責任を果たすとともに、住民参加をより効率的に推進するため、情報公開条例に基づく情報開示はもちろんのこと、町の広報紙、ホームページ等での積極的な情報公開を実施します。

また、各種審議会等での公募委員の活用など住民参画の機会を確保し、公正の確保と透明性の向上に積極的に取り組みます。

6 ^{※12}電子自治体の推進

国、県、市町村間の総合ネットワーク（^{※13}LGWAN）の参加や^{※14}地域イントラネットワークの整備により、^{※15}住民基本台帳カード、^{※16}公的個人認証サービス、行政情報の電子的提供、申請、届出手続きの電子化や庁内ネットワークなどの取り組みを進めるなど、セキュリティの確保に十分留意しながら、行政サービスの向上と行政事務の効率化を目指し、電子自治体の構築を積極的に推進します。

7 自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

厳しい財政状況と今後の社会経済情勢の変化に対応するため、事業の必要性や費用対効果など総合的な観点に立った事務事業の再点検を行うとともに、財政構

造まで踏み込んだ歳出抑制を行い、財政の健全化をより一層積極的に推進します。

また、「財政健全化計画」を策定し、税収入・税外収入の確保や受益者負担の適正化等の財源の確保に努めるとともに、限られた財源の重点配分と歳出経費の効率的かつ適正な執行に徹し、節度ある財政運営を推進します。

(2) 事務事業の総合的な見直し

現在行われている事務・事業全般について、その必要性や費用対効果などのコストを意識した総合的な見直しを行うことにより、分権型社会に対応した本来の行政の役割に基づいた事務事業の再編を進め、経費縮減と合理化を推進します。

(3) 補助金等の整理合理化

補助金・負担金・委託料等については、行政の責任分担、経費負担のあり方、費用対効果等を精査し、廃止、縮小、統合等の整理合理化を積極的に進めます。

さらに、補助事業については終期の設定や事業の再評価など、継続的な見直しを行い、住民等に対し理解を求めながら、計画的に廃止・縮減します。

(4) 公共工事のコスト縮減と適正化

公共工事については、安全で適正な工事の執行を進めるとともに、地域の実情等を勘案しながら、コストの縮減に努めます。

さらに、公共工事の実施にあたっては、透明性・公平性の確保が求められていることから、公共工事にかかる入札・契約手続きとその運用については、なお一層適正化に努めます。

(5) 公的施設等の見直しと適正管理

公共施設などについては、利用目的や地域バランス、地域特性、住民ニーズ等を把握しながら、必要に応じて施設の統廃合を検討していきます。

また、集会施設等の公共施設については、施設の維持管理方法の見直しを進め、効率的で公正な維持管理を進めるとともに、地域利用が主体の集会施設については、施設機能や地域の実情に応じて指定管理者への移行や譲渡等を推進します。

さらに、余剰施設や遊休施設については、施設の転用や民間貸与、売却等有効活用のための方策を検討します。

V 推進体制等

1 計画期間

「南三陸町行政改革大綱」及び「集中改革プラン」の計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5カ年間とします。

また、行政改革大綱等は、社会情勢と住民ニーズの変化への対応や、PDCAサイクル【計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）】に基づき行政組織運営全般の点検評価に基づいた継続的な改善充実を図るため、毎年度見直しするものとします。

2 推進体制

（1）行政改革推進本部等

庁内に行政改革推進本部及び行政改革推進委員会を設置し、全庁的に行政改革を推進します。

（2）民間委員による検討組織

行政改革の推進に住民の意見を反映させるため、南三陸町行政改革懇談会を設置し、専門的知識を有する学識経験者、各種団体の代表者等により構成し、行政改革大綱等の策定及び町の行政機構や行政運営の見直し等の行政改革の推進に関する提言等をいただくこととしています。

（3）公表による住民参加

行政改革推進の各過程において、ホームページや広報紙により、行政改革の取り組みを広く住民に公表します。

用語説明

※1 分権型社会

分権型社会とは、「地域のことは、地域で考え、地域で実行する。」という自立した社会をいいます。また、このような社会に適応した行政のあり方を「分権型行政」といいます。

※2 NPO (Non-Profit Organization の略)

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。つまり、株式会社などの営利企業と違って「利益追求のためではなく、社会的な使命（ミッション）の実現を目指して活動する組織や団体」のことをいいます。

※3 協働

協働とは、不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的として、住民・公益活動団体・事業者等及び町が、自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、力を合わせてまちづくりに取り組むことをいいます。

※4 三位一体改革

国の三位一体改革とは、政府・与党が示した「基本方針(骨太の方針)」により、地方分権を財政面から進めていくというもので、「国庫補助・負担金の削減」、「国から地方への税源移譲」、そして「地方交付税の見直し」の3つを同時に実施する改革のことをいい、地方財政の自立を促すことを目的としています。

※5 スケールメリット

規模を大きくすることで得られる効果として、スケール(scale)と価値(merit)を合成した和製英語です。

※6 組織マネジメント

組織やプロジェクトメンバーに、その能力を効果的に発揮させるための管理活動をいい、プロジェクトメンバーの編成を含みます。

※7 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方自治法に新たに定められた制度で、町が設置している公の施設の管理を、NPO団体やボランティア団体などを含む民間事業者に幅広く管理を委任することができる制度です。

※8 PFI (PFI) (Private Finance Initiative の略)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

※9 地方公営企業法全部適用

地方公共団体の経営する病院事業については、地方公営企業法のうち財務に関する規定（経営の基本原則、特別会計の設置、経費負担の原則等）が当然に適用されます（いわゆる「財務適用」）が、条例の定めるところにより、財務に関する規定だけでなく、組織

に関する規定及び職員の身分取扱に関する規定についても適用することができ、これを「全部適用」といいます。

※10 男女共同参画

男女の性別による固定的な役割分担にとらわれずに、女性と男性が対等なパートナーとして、自らの意思で、職場・学校・地域・家庭などのあらゆる分野に参加する機会が確保され、それぞれの個性と能力を発揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる社会をいいます。

※11 行政評価システム

行政評価システムとは、行政活動を目的と手段の関係で政策、施策、事務事業に区分し、それぞれにおける業績を評価するものです。

行政組織を目的志向型組織に転換し、行政活動の効率性や有効性を高めて、住民本位の行政経営を実現することにあります。

※12 電子自治体

自治体が情報通信技術を活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組みをいいます。

従来、電子自治体の主目的はネットワークを介して時間や場所に関係なく住民にサービスを提供することや、業務の効率化によって運営コストを低減することとされてきました。しかし最近では「観光情報の発信」「地域交流」「防災」「防犯」といったさまざまな分野で情報通信技術の利用が検討・実践されており、電子自治体の役割はより広範なものになってきています。

※13 L G W A N（総合行政ネットワーク・Local Government Wide Area Network の略）

地方公共団体相互の情報のやり取りのために構築された、安全性の高い行政専用のネットワークで、中央省庁や都道府県庁、市町村役場を結んでいます。

※14 地域イントラネット

「地域イントラネット」とは、地域の教育、行政、福祉、医療、防災等のサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、役所などの公共施設を高速・超高速で接続する電子情報ネットワークのことをいいます。

※15 住民基本台帳カード

公的個人認証の機能を搭載することができる高度なセキュリティを有するカードです。

住基カードには、「氏名と発行市区町村名」あるいは「氏名、生年月日、性別、住所、本人の写真、発行市区町村名」が本人の選択により記載されます。

※16 公的個人認証サービス

電子申請・届出が行われる際、申請者になりすましや申請内容の改ざんを防ぐためのセキュリティ確保の手段を全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供するサービスです。